

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第 6 号

函館市支所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市支所事務分掌規則（昭和 5 2 年函館市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項戸井支所市民福祉課の項第 2 号，第 5 項恵山支所市民福祉課の項第 2 号，第 6 項椴法華支所市民福祉課の項第 2 号および第 7 項南茅部支所市民福祉課の項第 2 号中「受付」の後ろに「ならびに宿泊税の申告等の受付」を加える。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。